厚生年金の保険料負担問題

高 山 憲 之

はじめに

最近，厚生年金保険料引き上げの前倒し実施を求める声（以下「前倒し論」と省略する）が強い。たとえば総理府社会保障制度審議会年金数理部会が1998年春に発表した第5次報告では，動態平準保険料を賦課することが望ましいとした上で，保険料引き上げのスピードアップを求めている。

厚生年金の保険料はいわゆる段階保険料制が採用され，少なくとも5年に1回の間隔で段階的に少しずつ引き上げられてきた。引き上げ幅はかつて1.5%の時代もあったが，その後1.8%，2.0%，2.5%と徐々に大きくなり，1999年改革では3.5%説が一部で唱えられている。保険料引き上げのスピードアップは現にこれまで実施されてきた。その延長上で1999年引き上げも考えようというのである。

低成長経済への移行。前倒し論の背景にあるのは，このような厳しい現実である。親子の間にかつてのような生活水準の差はもはやない。給付水準がそれほど変わらないとすれば，負担をめぐる世代間格差をあまり大きくするわけにはいかない。これが前倒し論者の判断である。

厚生年金の保険料は1998年時点で17.35%となっている。ピーク時の保険料率は34.3%になると見込まれており，世代間格差が大きすぎる。今から急いで保険料を引き上げていけばピーク時の保険料率を抑制することができ，世代間格差も縮小するというのである。

厚生省年金局が1998年春に発表した『年金白書』の行間にも上記の考え方が色濃くにじみ出ている。また経済企画庁も1995年夏の『経済白書』でいわゆるタックス・スムージング仮説を紹介し，年金保険料引き上げの前倒し実施を暗に求めた。大蔵省主導の下で進められている財政構造改革においても，前倒し論は当然のごとく主張されている。日本の政府関係者は，この前倒し論に関するかぎり共同戦線をはっており，今のところ戦線に乱れはないように見える。

前倒し論は政府関係者の主張するように本当に望ましいことなのだろうか。以下では，まず，その主張の背後に隠されている基本的前提を明らかにする（第II節）。そして，基礎年金財源を年金消費税で賄う場合を想定し，どのような変化が生じるかを議論する（第III節）。その上で，この問題について欧米諸国の最近の動きを紹介しながら，前倒し論の是非について筆者の意見を述べる（第IV節）。第V節では，恒久措置として年金保険料引き下げ問題に言及する。

I　前倒し論における2つの前提

前倒し論の背後には2つの前提が隠されている。1つは給付水準不変の前提であり，もう1つは基礎年金国庫負担率不変の前提である。

1.　国庫負担問題

公的年金の国庫負担は原則として基礎年金給付（いわゆる1階部分）の3分の1に限定されている（老齢福祉年金等に対する経過的例外措置もある。高山 1992)。基礎年金給付の残り3分の2は

保険料で賄われており，厚生年金の保険料はこの部分を賄う財源としても使われている。単に月給比例の年金給付（いわゆる2階部分）を賄っているだけではないのである。

厚生年金の保険料をどうするかという問題は，したがって基礎年金の国庫負担問題と密接に関連しており，後者の問題と切りはなして議論することは適切でない。ちなみに基礎年金給付の国庫負担率を2分の1に引き上げたり，基礎年金給付の全額を税金で賄ったりすれば，その分だけ年金保険料負担は減ることになる。ピーク時の保険料率も34.3%よりかなり低くなる。世代間の負担格差を縮小させる方法は保険料引き上げの前倒し実施だけではないのである。

年金財源として税をどう位置づけるか，どのような税目を想定するか，保険料と税の違いは何か，どちらの方が経済に与えるマイナス効果は少ないか，等々。これらの問題を議論しないままに，軽々に結論を述べることは性急にすぎるのではないか。前倒し論者は，これらの議論を怠っているように思われる。

本稿の第III節で基礎年金財源として年金消費税（仮称）を導入した場合の効果を検討するのは，上記のような問題意識があるからである。

2．給付水準問題

数理部会の第5次報告書では，給付水準をめぐる議論を守備範囲外であると考え，給付水準不変を前提にして前倒し論を展開している。給付水準問題は年金審議会等，他の機関が議論すべきものであり，数理部会みずからが率先して議論し将来の方向づけを行う立場にはないという判断である。ただし現行の給付水準を今後とも維持することが望ましい，と数理部会が考えているわけでもない。

仮に給付水準を引き下げることが望ましいとしてみよう。この場合，ピーク時における厚生年金の保険料率は34.3%よりも確実に低くなる。世代間の負担格差は，この場合にも縮小する。

負担格差の縮小だけが課題であれば，給付水準を引き下げるという選択肢も当然のことながら議論されてよい。保険料引き上げの前倒し実施を求める前にクリヤーすべき問題は少なくないのである。

II 基礎年金財源として年金消費税を導入した場合の効果

現在，基礎年金給付の3分の2は年金保険料で賄われている。仮に，この部分を年金消費税（仮称）で賄ったらどうなるか。以下，1998年度を例にとって粗い試算をしてみたい。なお基礎年金給付の3分の1は従来どおり一般財源で賄われると仮定する（念のため）。

1．負担の増減

基礎年金給付（および基礎年金相当分）は総額で12兆8000億円強である。この3分の2が年金保険料負担となっているので，8兆6400億円が年金保険料引き下げの対象となる。代わりに年金消費税（税率は3.2%）が導入されるので，国民全体としての年金負担に変わりはない。

変わるのは個々の年金負担である。国民年金第1号被保険者（非サラリーマン）は全体として約2兆円弱の保険料負担減となり，事業主・サラリーマン本人は合計で6兆7000億円弱の保険料負担減となる。事業主負担はその半分であるから，全体として3兆3000億円強の負担減になる。これは同額の法人事業税減税と同じ効果をもつ。事業主は年金消費税を考慮した後でもネットで負担減となることは間違いない。

国民年金第1号被保険者の国民年金保険料は廃止が基本的方向となる。国民年金保険料（1人月額1万3300円）と同額ないしそれ以上の年金消費税3.2%を納付することになる自営業者はほとんどいないだろう（夫婦2人が国民年金保険料を納めている世帯を想定すると消費月額でおおよそ100万円以上の場合のみがネットで負担増となる）。

現役のサラリーマンもネットでみると総じて負担減となるだろう。総務庁統計局『全国消費実態調査』（1994年）を利用して計数チェックをしてみよう。まず専業主婦のいるサラリーマン4人世

帯（子供2人）の場合，年金保険料本人負担減（厚生年金保険料で2.15%減）は月額で9500円，年金消費税分8600円であり，差し引き900円の負担減となる。夫婦ともに被用者の場合，年金保険料本人負担減1万1600円（2人分），年金消費税分1万円となり，ネットで月額1600円の負担減が見込まれる。事業主負担減の一部が賃金増につながればネットの負担減はサラリーマン本人にとってもっと多くなる（推計にあたり消費税課税対象分を消費支出全体の82.4%と仮定した。移転支出・家賃・地代・医薬品・保険医療サービス・授業料等を課税対象から除く必要があったからである。なお上述の金額はいずれも平均値）。

負担がネットでふえるのは年金受給者である。年金財政安定のための将来基盤確立，年金負担の生涯にわたる平準化，年をとっても年金制度へ貢献しつづけるための1つの道筋，切りかえ時点における負担と給付のアンバランス是正等々，この負担増をやむをえないと考える理由はいくつもある。

なお年金受給者の負担増は年金給付のスライド改善でかなりの部分がもどってくる（財源切りかえ時点の翌年度から）。ちなみに1997年4月に消費税率は3%から5%に引き上げられた（2%分の引き上げ）。その結果，消費者物価は上昇し，1998年4月から年金給付は1.8%引き上げられたのである。年金受給者は若干の時差つきではあるものの，負担増のかなりの部分を年金給付改善でとりもどした。

なお年金受給者団体の中には基礎年金のスライド実施，基礎年金財源の税への切りかえを求める人が少なくない（ただし税目を特定化した主張は今のところない）。

2. 基礎年金をめぐる従来の懸案事項は解決されるか

基礎年金は現在，いくつかの懸案事項を抱えている。まず第1：第1号被保険者に対する定額保険料の賦課。周知のように定額保険料は悪名高い人頭税と変わりがなく，逆進税が最も大きい負担である。消費税にも逆進税が伴うものの，その程度は定額保険料よりはるかに小さい。

第2：第1号被保険者の未納・未加入問題。第1号被保険者は建前上，強制加入となっているが，実際には保険料自主納付の形をとっている。そのため保険料未納者が年々増大しつつある一方，未加入者も少なくないといわれている（高山 1998 b)。最近では非サラリーマン層の4割近くがドロップアウトの状況にあると考えてよいだろう。国民皆年金体制は日本ではこれまで一瞬たりとも実現したことがなく，そのような年金ロマンの実現は今日ますます遠のきつつある。基礎年金財源として年金消費税を導入すれば，この未納・未加入問題は一挙に解決し，悲願であった国民皆年金体制も実現する。

第3：学生加入問題。学生は20歳到達時から第1号被保険者となる。所得を稼得していない学生を公的年金に強制加入させている現行制度に対する不満は大きい。その保険料は親が負担している例が一般であり，大学授業料の大幅な負担増とあまり変わりがない。せめて障害年金制度だけに20歳から加入し，その他の年金制度については卒業後からの加入でもよいのではないかという意見もある。基礎年金の財源を保険料ではなく税で賄うことにすれば学生加入問題も自動的に消滅する。

第4：第1号被保険者の加入促進，保険料納付督励のために膨大な行政事務コストがかかっている。これも基礎年金財源を税に切りかえれば節約可能となる。

第5：第3号被保険者問題。独身女性や共働き組は，第3号被保険者（大半は専業主婦ないしパートタイム労働に従事している主婦）がみずから年金保険料を直接納付していない現行制度に対して強く抗議している。かれらの言い分は必ずしも正しくないものの，仮に基礎年金財源が税に切りかえられる場合，この問題も究極解決となる。また第3号被保険者の届出漏れに伴う問題も消失する。

このように基礎年金財源を税に切りかえれば，従来の懸案事項はそのすべてが一挙に解決されよう。ただし，新たな問題も生じうる。経済環境が

悪化すれば年金給付のスライド実施が見送られたり，基礎年金の給付水準引き下げやミーンズテストの導入等につながったりするおそれがある。この点は生活保護制度（ミーンズテストつき）の役割と併せて考えるべきだろう。老後の所得保障を国がどの制度を使ってどこまでやるかという問題である。この点に関する哲学をはっきりと確立し，国民合意を事前に得ておくことが肝要であると思われる。

なお仮に基礎年金財源を税に切りかえるとしても給付算式が税方式に完全に移行するのに40年の経過期間が必要となる。過去の拠出実績を無視するわけにはいかないからである。したがって仮にミーンズテストが導入されるとしても，それが大きな財政節約効果を発揮するまでには相当の年月が経過するのを待つ必要がある。

基礎年金給付費は今後とも長期にわたって毎年増大していく。その主要部分を年金消費税で賄うとすれば，毎年のように税率アップを迫られるおそれもある。それは煩わしくもあり，販売業者に余分のコストを毎年負担させることにもなる。ただし基礎年金収支の5年間ないし10年間プールを想定することもできる。その場合，年金消費税率は5年間ないし10年間変わらない。なお年金消費税率は2025年度時点で6.1%になると試算されている。ただ，スライド方法を変えたり富裕テストつきとしたりすれば，それを5〜6%にとどめることも可能だろう。

III 欧米諸国における最近の動き

OECD加盟国は人口高齢化が進んだ国が少なくない。増大する高齢者を社会的にサポートしつづけることは決して容易でないが，各国ともその国力に応じてそれなりのサポートを継続している。苦い経験から導き出されたOECD諸国の教訓は「社会保障は自国の社会経済の体力にあわせて給付・負担両面の調整をしていかざるをえない」というものである。以下，典型的だと思われる事例をいくつかとりあげることにする（詳細は高山1998 aをみよ）。

1. スウェーデンの年金改革

1991年以降，スウェーデン経済は3年連続で実質マイナス成長を記録した（91年マイナス1.1%，92年マイナス1.4%，93年マイナス2.2%）。国民の享受しうるパイの大きさが年々小さくなったのである。現役労働者は生活水準の切り下げを余儀なくされた。失業率（失業対策事業従事者を除く）は1993年時点で8.2%と高く，かつてのスウェーデンとはまったく異なる様相を示した。

そうした中で1994年に年金改革の基本的枠組みが与野党合意のもとで決められた（さらに1998年6月に内容が一部修正された）。その内容は以下で紹介するように，きわめてドラスティックである。

周知のようにスウェーデンの公的年金は1階が定額，2階が所得比例の2階建てであった。それを所得比例型に一本化する。いわばドイツ・フランス流の大陸型への変更である。それも給付建てから掛金建てへの切りかえという形で断行しようとしている。

スウェーデンの新制度では保険料は賃金の18.5%に定められ，将来にわたって不変である。このうち16.0%は賦課方式で運営され，積立金とはならない。ただし各人の拠出額は個人別の年金勘定に記録され，それには「みなし運用利回り」がつく。みなし運用利回りは賃金の上昇率（名目値，税込み）に等しい。残りの2.5%は積立方式で運営され，積立金は市場で実際に運用される。その運用成果も個人年金勘定に記録され，自分の年金クレジット（それまでの保険料拠出累計額，運用利回り込み，みなし運用利回りつき）が毎年いくらになっているかを知らされる。

年金の受給開始は61歳以上70歳までの間のいつでもよい。平均余命に応じて，それぞれ年々の年金額が決まることになる。平均余命が伸びれば年々の給付額はその分だけ少なくなる。

掛金建てに切りかえ，給付を所得比例の年金1本にすれば拠出と給付の結びつきはストレートになる。制度改革のねらいはこの点にある。

ただし，この点において例外をいっさい認めないというわけではない。ちなみに次のような規定が設けられている。

1) 年金額には最低保障額がある。拠出分がそれに満たないときは全額国庫負担で，その差分をうめる。

2) 公的年金対象の賃金には上限がある。上限を超える賃金部分に対する事業主負担分（青天井）は給付にはいっさい反映されない。

3) 育児・兵役期間は保険料拠出がないものの，あたかも拠出したかのようにみなして給付を計算する。そのための財源は国庫が負担する。

4) 2.5%保険料拠出分（プレミアム・リザーブ分）に男女差を設けない（平均余命には男女間で違いがある）。

注意を促したいのは，公的年金保険料の引き上げを今後いっさい考えていないことである。欧米ではすでに社会保険料の引き上げは事実上不可能に近い。その引き上げは現役組の手取り所得を実質的に減らすおそれが強い一方，企業経営をさらに圧迫し成長のための「金のタマゴ」を台無しにしてしまうという意識が強いからである。スウェーデンの人口高齢化は21世紀になるとさらに進むと見込まれているが，それにもかかわらず年金保険料の引き上げは予定されていない。

2. ドイツの1999年年金改革法

ドイツでも公的年金は若者に不人気である。その若者たちをどう納得させるか。また世界規模の激しい経済競争にも対応していかざるを得ない。公的年金の保険料率を過度に高めることは，この2つの観点からみて得策ではない。

年金受給期間も平均余命の伸長によって長くなっている。今後とも平均余命はさらに伸びる。それに伴って必要となる年金負担増を，これまでどおり，すべて現役世代に担わせてよいのか。この点も改めて検討する必要がある。

上述のような問題意識に基づいて1996年7月5日に年金改革委員会が連邦政府により設置された。年金改革委員会は10回の会合を経て1997年1月27日に年金改革に関する新提案をとりまとめた。その主要内容は以下のとおりである。

まず改革の基本線は次の4つである。すなわち①年金給付と年金保険料負担（賃金）との関連性を今後とも維持する（税を財源とする基礎年金への一部切りかえはしない）。②保険主義（事前負担と反対給付の原則）の強化。③賦課方式の維持。④積立金を早期に積みますことはしない。①に関連して，年金制度の枠内では最低所得を保障しない。最低所得は生活保護制度で保障する。

③に関連して言うと，積立方式の切りかえには10兆マルク（GDPの3.3倍）の資金が追加的に必要となる（いわゆる「二重の負担」）。このような大規模の資金を高利で市場運用できる保証は必ずしもない（むしろ市場金利を引き下げるおそれが強い）。また民営化と規制緩和という今日の流れからみて，このような大規模な資金を政府部門に蓄積することにも問題がある。積立金の使途について政治的介入はさけられず，財政赤字の削減も遅々として進まなくなるだろう。賦課方式を維持することにしたのは，このような理由によっている。なお④については積立金の早期積み増しが雇用にマイナスの影響を与えるからにほかならない。

改革案にはいくつかの柱がある。ここでは2つだけ紹介しておこう。第1の柱は，給付算定式に人口要因を新たに導入することである。平均余命伸長による年金負担増を現役世代と受給世代が等しく分かちあう。これが新しいルールである。1992年65歳時の平均余命を基点とし，性別の違いを考慮しない。ちなみに1983年からの10年間で65歳時平均余命は1.4歳ほど伸長した（1年間で1.7ヶ月分の伸長に相当している）。この傾向は今後とも継続すると見込まれている。

給付算式に人口要因を導入すると，年金保険料（1997年時点で20.3%）は2030年時点において22.9%に抑えることができる（人口要因を導入しない場合には25.9%に達してしまう）。モデル年金額（手取り賃金比）は現在70%であるものの，これが徐々に下がって2030年には64%になる。連邦補助金（国庫負担）も2030年時点で853億マルクが754億マルクに抑えられる。

長生きができるようになったことは本来，喜ぶべきことである。ただし，それに伴う年金負担増をすべて現役世代に押しつけることは今日もはや妥当だとはいえない。OBのすべてが経済的弱者では必ずしもないからである。現役組とOBは1つの財布を分けあっていくしかないのである。若者が負担増を受けいれるからには，お年寄りも給付について多少の遠慮をする。負担増は若者もお年寄りも等分に分かちあう。それが公平というものではないか。1997年1月の新提案における基本的考え方はこのようなものである。

なお平均余命の伸長に対して支給開始年齢をさらに引き上げるという対応も考えられるが，近い将来についてはその必要性を認めない。これが年金改革委員会の結論である。

改革案の第2の柱は，税を財源とする家族ファンドを年金制度の枠内に設け，育児手当財源および育児期間保険料相当分の財源にあてることである。なお子供の数で年金保険料に差を設けることは1997年1月提案では見送られた。改革の基本原則①②に反すると考えられたからである。子供の養育にかかわる私的負担の軽減は税を財源とした制度で対応するのが筋だという考え方である。

年金改革委員会報告をうけて，連立与党最大のキリスト教民主同盟は1997年3月に「年金改革'99」と題する基本的な考え方を決定した。その内容は大半が政府年金改革委員会の報告を踏襲している。ただし重要な変更点もある。それは年金負担増について「保険料負担者と年金生活者が正当に分担する」という考え方を新たに打ち出したことである。政府の年金改革委員会報告では負担増は「等分に分かちあう」ことになっていた。「正当に」という形に内容を改めることにより，保険料の引き上げに否定的なスタンスを公式に打ち出し，その代わりに付加価値税を増税して年金への国庫負担を特別に増額する方向を明言した。失業率を引き下げるためには企業経営を圧迫している年金保険料をむしろ引き下げ，「目に見える形で」負担減を実現する必要があったからである。

連立与党は，このようなキリスト教民主同盟の決定を踏まえて「1999年年金改革要綱」を1997年4月にとりまとめた。そして同年6月に年金改革法案が閣議決定され，同年10月に連邦議会下院を通過した。それによると，まず現行20.3%の年金保険料を1999年から1%引き下げ，今後20年間にわたってそれを現行水準より低い20%以下に抑え込む。その見返りに付加価値税の税率を1999年から1%引き上げて16%とする一方，モデル年金給付の水準を当初の予定どおり（年金改革委員会の提案にそって）現行の70%から64%に徐々に切り下げる。年金保険料は2010年時点で19.1%，2020年時点で20.0%となる見込みである（2030年には22.4%）。付加価値税1%アップによる年金国庫負担増（特別枠分）は2000年時点で約150億マルクと推計されている。

1999年年金改革法案のうち付加価値税にかかわる部分は（したがって結果的には年金保険料の引き下げも）野党民主社会党（SPD）が多数を占める連邦参議院の同意を必要としていたが，1997年12月議会の両院協議会はその1%アップの前倒し実施（1998年4月から）で合意した。

いずれにせよヨーロッパ主要国の中でドイツのみが今後とも年金保険料を引き上げていくと，従来考えられていた。そのドイツも，ついに方向転換を迫られることになった。

3. イギリスの年金改革

イギリスは1986年の年金改革より，将来の年金負担を実質的に軽減させることに成功した。公的年金負担問題はイギリスにはもはやない。

イギリスでは1980年以降，基礎年金（1階部分）は物価スライドしかしていない。その結果，対賃金比でみた基礎年金の実質的水準は低下しつづけている。1994年時点における基礎年金1人分の給付率（対平均賃金比）は約16%であったが，このまま推移していくと2050年には7%になる（実質賃金は年率1.5%で上昇していくと仮定する）。賃金比例年金（2階部分）も当初の標準給付率（20年以上拠出）は25%であったが，1986年改革により長期的に20%に引き下げられることになった。それも49年拠出が条件である。40年弱の拠出だと長期的には15%程度の給付率にし

かならない。しかも，いわゆる20年ルールは廃止され，生涯平均給与が算定ベースとなった。2階部分も長期的には実質的にほぼ半減すると予想されている。

女性の年金受給開始年齢（現行では原則60歳）も1995年改革で長期的に65歳に引き上げられることになった。2010年から10年かけて調整する手はずとなっており，これで男女平等の取り扱いになる。この措置も将来の年金負担を軽減することに貢献する。

公的年金給付支払総額の対GNP比も1985年がピークで5.47%，1993年には4.47%まで低下している。年金保険料は1996年時点で18.25%であったが，2001年には17.7%，2021年16.8%，2051年14.0%と徐々に下がっていく見通しである。

このようにイギリスでは公的年金の負担増問題はすでに解決済みである。結果的に公的年金だけでは手元不如意になってしまう高齢者も少なくない。すでに年金受給者の15%は貧困線以下の所得に甘んじており，年金受給者の3分の1は何らかの形でミーンズテストつきの給付を受けている。年金問題は解決したが，その代わりに年金受給者間の所得格差が拡大し，生活保護予算も増大しているのである。

1997年春の総選挙直前に保守党政権は公的年金制度の全廃（1階を含む）および強制積立制度への切りかえを打ち出した。この提案は直ちに英エコノミスト誌から「政治的自殺行為」と称された。事実，同年5月の総選挙で保守党は惨敗した。

代わりに労働党が政権を担当することになった。ブレア政権はステークホールダー年金制度を提案し，その具体的内容を現在検討中である。

4. アメリカにおける年金改革論議

アメリカで年金大改革が行われたのはレーガン政権時代の1983年であった。アメリカでは1970年以降，すでに25年余が経過しているが，この間，1人ひとりのサラリーマンに着目すると総じて「成長感なき社会」がつづいている。賃金の実質アップを手にしたのはサラリーマンの2割にすぎない。残りの8割は賃金の実質ダウンないし賃金の実質的据えおきを余儀なくされた。「親の世代より豊かになれない」という思いが支配的であり，増税や社会保険料の引き上げは国民の多数派が拒否しつづけてきた。年金の世界では給付面の調整しか選択肢はなく，支給開始年齢を将来67歳に引き上げること，給付水準を引き下げること，年金保険料は12.4%（労使込み）で長期間固定すること，などを1983年改革で決めている。

1983年改革後，アメリカでは年金制度にかかわる大改革をしていない。1996年の大統領選挙においても争点の1つとはならなかった。民主党・共和党とも年金改革を争点としないことで事前に合意していたからである。

1998年に入りアメリカでも新しい動きがあった。民主党の重鎮パトリック・モイニハン上院議員が同僚のロバート・ケリー上院議員とともに年金改革法案を議会に提出したからである（3月）。それによると，年金保険料を当分の間，12.4%から10.4%に2%引き下げる一方，任意加入の個人貯蓄勘定（私的年金）を創設し，引き下げ分2%まで税制上の優遇をする，支給開始年齢を将来（2073年から）70歳に引き上げる，満額年金の支給要件を加入35年から加入38年に延長する，年金スライド指標を［消費者物価上昇率マイナス1%］に変更する，在職老齢年金の減額制度を廃止する（高年齢者の就業促進のため），地方公務員を新規採用者から公的年金に強制加入させる等々。注目すべきは保険料率の引き下げである（2001年から2024年まで）。これは積立金を現在水準以上に増やさないための提案であり，財源調達方法として賦課方式への純化・回帰を求めたものにほかならない。基本的考え方として積立は公的年金という器の外側で行おうというのである。

モイニハン議員は1983年の年金改革法案を共和党のドール議員との間でまとめあげた民主党の大物議員である。今回もロス上院議員（財務委員会委員長），ギングリッチ下院議長など共和党の有力議員がモイニハン提案に賛成している。1998年中にアメリカ議会でどのような調整が行われるか，注目したい。

5. 前倒し論の評価

すでに述べたように欧米の主要国で今後，年金保険料を引き上げようとしている国は皆無に近い。むしろ反対に年金保険料を引き下げはじめている。無論，年金の成熟度が日本より高い国が多く，この点を無視して議論することは適切でない。しかしアメリカやドイツ等21世紀に入っても人口構造の高齢化がかなり進むと見込まれている国も少なくない。これらの国と比べると日本における年金の成熟度がことさらに低いとは必ずしもいえない。成熟度の違いは50歩100歩であると考えても大過ないだろう。

年金保険料の引き上げは企業経営を圧迫する一方，現役組の手取り賃金を実質的に引き下げるおそれが強い。経済は一段と停滞し失業率も上昇する。このような事態を回避しようとすれば年金給付を削減したり別の年金財源（主として消費課税）を探したりせざるを得ない。各国は過去20年強にわたる試行錯誤の中で，このような教訓を学んだのである。

一方，日本では年金保険料引き上げの前倒し実施を求める政府関係者の声が強く，欧米の主要国とは正反対の方向に進もうとしている。公的年金という器のなかでの積立にかつてのような妙味を期待できなくなった。企業経営や現役組の生活水準とも密接に関係する問題であり，政府関係者がどのように力説しても労使の賛同を得るのは容易でなくなりつつある。前倒し論はもともと説得力に乏しいものであった。前倒し論は2つの強い前提に依存しており，その2つをはずせば成立しない議論である。しかも，その2つの前提をはずすことこそが今，求められている。

IV 恒久措置としての年金保険料引き下げ

日本は今，不景気である。就業者数が減り，失業率は1998年4月時点で4.1%にはね上がった。サラリーマンの賃金は実質でマイナス成長となっている。バブル崩壊によって土地・株式は1200兆円弱，目減りした。国富の33%にも相当する資産デフレが生じ，金融不安がつづいている。太平洋戦争で日本が失った国富は25%だった。今の日本は終戦時並みの国難にある。

非常事態から一刻も早く抜け出すにはどうするか。そのためには，タイムスケジュールを明示した包括的な不良債権処理策を具体的に策定する一方，民の手許に残る資金を可能な限り厚くする必要がある。

政府は1998年5月に総合経済対策の一環として4.3兆円の減税を決定したが，年金保険料の引き下げを全く議論しなかった。1998年度当初予算によると，所得税20兆円，法人税15兆円である。一方，社会保険料負担は総額で55兆円超となり，事業主負担29兆円，本人負担26兆円の見込みである。今や社会保険料は所得税や法人税より日本経済に占める位置が大きい。それなのに，なぜ減税のみを議論し，社会保険料の引き下げを求めないのか。

日本の公的年金は今年度7.5兆円の黒字を見込んでいる。黒字分は財政投融資の原資となったり福祉還元されているが，運用が不透明であったり，無駄遣いが指摘されるなど問題が多い。過去からの惰性で7.5兆円もの上納金を公的年金を通じて官が民から余分に吸い上げている。その必要性は本当にあるのだろうか。

年金保険料を恒久措置の1つとして引き下げても，年金給付は現行どおり支払われる。そして7.5兆円にのぼる保険料引き下げの恩恵はすべての企業，すべての青壮年層に及ぶ。民の手許資金は厚くなり，日本経済の基礎体力は強化される。しかも減税・公共事業拡大と異なり，財政赤字は拡大しない。

厚生年金の場合，1998年度は5兆円の黒字が見込まれている。5兆円を保険料率に換算するとほぼ4%弱になる。厚生年金保険料の本人負担分が2%引き下げられると，典型的な男性サラリーマンの場合，年額で9万円程度の手取り賃金増となる。事業主負担減が賃金引き上げの対象になれば，サラリーマンの手取り賃金増はもっと多くなるだろう。

無論，中長期的には年金負担を引き上げる必要がある。ただ，年金保険料を急いで引き上げる必

要はない。基礎年金財源として年金消費税（仮称）を導入したり，給付水準を調整したりすれば，厚生年金の保険料はピーク時においても現行水準より低く抑えることができるだろう。

モイニハン提案のように民間ベースの個人年金勘定を創設し，年金保険料引き下げ分を限度にして税制面から優遇する（拠出時非課税とする）ことも本格的に検討すべきだろう。積立は民間スキームのなかですること，老後所得の安定という目的達成のために従来より自己責任原則を強めること等，基本原則の再構築に向けた作業も怠るべきではない。

おわりに

本稿では，給付水準引き下げの是非については紙幅の制約により踏み込んだ議論をしてこなかった。筆者自身は1階部分の基礎年金給付を切り下げることは適切でないと考えている（ただしスライドは政策改訂分を含め消費者物価スライドにとどめる，あるいは現役組の可処分所得の伸びが消費者物価指数の伸びより低い場合には年金スライドも可処分所得の伸びにとどめるべきである）。一方，2階部分の賃金比例年金は共稼ぎが一般化しつつある現状等をふまえると，下方調整する余地が高い。給付水準引き下げの余地があれば，前倒し論はさらに根拠薄弱となる。この点の議論は別の機会に譲りたい。

公的年金の給付水準を引き下げる場合には代替措置が必要となる。民間スキームを利用した年金制度の奨励がそれである。積立メリットの活用はこの部分で行うのが本筋ではないか。公的年金制度という器のなかで積立の要素を強める意見もあるが，筆者はそう思わない（高山 1997，参照）。この点も別の機会に改めて検討するつもりである。

参考文献

高山憲之（1992）『年金改革の構想』，日本経済新聞社。

———（1997）「性急な制度変更論の落とし穴」『論座』12月号。

———（1998 a）「年金改革」『経済研究』49(1)。

———（1998 b）「国民皆年金は崩壊寸前だ」『This is 読売』3月号。

D. Patrick Moynihan and Robert Kerrey (1998), a bill entitled "The Social Security Solvency Act of 1998".

（たかやま・のりゆき　一橋大学教授）